

徳島市中心市街地商店街における店舗ファサードの配色に関する研究

建築計画研究室 高須 拓
(令和2年2月7日提出)

1. 背景と目的

1980年代から全国各地で騒色ⁱ⁾問題が起こるようになった。その後、2004年に景観法が施行され、各自治体ごとに景観計画を策定し、色やデザインに関して新築や改築の際に変更命令が可能となった。また、人は外部の情報の85%以上を視覚から得ており、①色、②形、③テクスチャの順に認識されるという研究結果があることから、色彩という情報は非常に重要であることが分かる。

そこで、本研究では徳島市の定める色彩基準がどういったものかを整理した上で、ケーススタディとして対象とした東新町商店街がどの程度調和した色環境なのか検証した。また、市が定める基準には色相と彩度の指定のみで、色の位置関係が含まれていない点に着目し、店舗ファサードⁱⁱ⁾の色がどのような配色で調和しているのかを考察し、今後の商店街の景観形成に役立てることを目的とする。

2. 測色

2-1 マンセル表色系¹⁾ 色の三属性(色相・明度・彩度)によって物体色を表示する典型的な表色系。表記の仕方は、「色相明度/彩度」となる。以下、各要素の説明である。●色相：色相は、図1のように「環」となっており、隣接する色相と連続的な関係性を持っている。マンセル表色系では、「R(赤)・Y(黄)・G(緑)・B(青)・P(紫)」を基本5色相として時計回りに等間隔に配置されている。●明度：最も理想的な黒を0、最も理想的な白を10として、その間を11段階に分けて表記する明るさと暗さの尺度である。ただし、理想的な黒である0は完全に光を吸収し、また理想的な白である10は完全に光を反射するので、物体色として存在し得ないので、表記上は下限が明度1、上限が9.5となる。●彩度：色味がない無彩色(彩度0)から、数値が高くなるに従い、鮮やかさが増す。(図2参照)

2-2 調査対象地の概要 本研究では、徳島駅前前の国道439号線から銀座通り商店街に抜ける全長約225mの東新町商店街を対象とした。(図3参照)

2-3 調査方法 色彩の測定方法は、色見本帳(一般社団法人日本塗料工業会2019年K版塗料用標準色(ポケット版))を用いた視感測色法ⁱⁱⁱ⁾により実施した。測色する際に定めたルールを以下に記す。①測色対象は「外壁」「ドア」「サッシ」「シャッター」「文字」「文字の背景」の6項目とする。(図4参照)②測色面への太陽の直射光は避ける。²⁾③可能な限り色見本帳と比色マスクを測色対象に直接当てる。ただし、直接当てるのが難しい場合は、

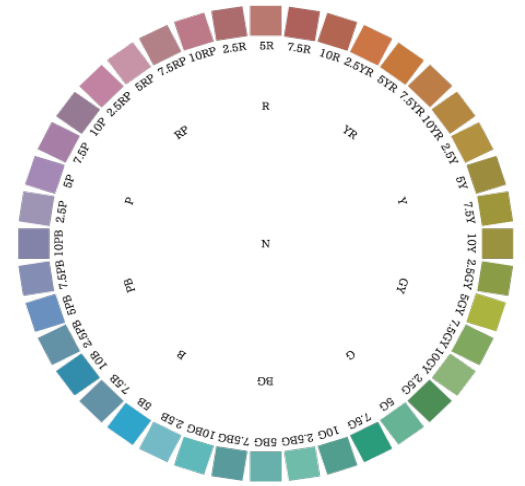


図1 色相環

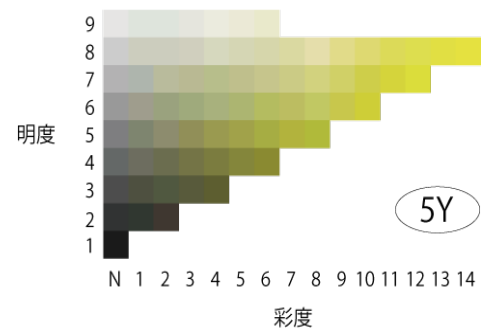


図2 色相5Yの彩度と明度の関係図

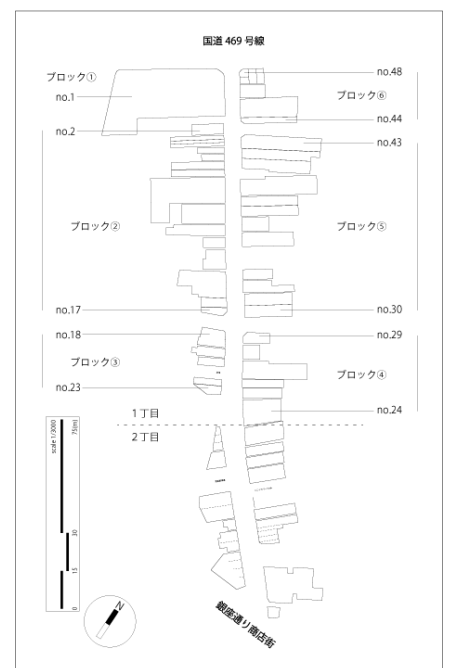


図3 東新町商店街の店舗配置図

測色対象と色見本帳が可能な限り同環境になるように、勾配をあわせるなど配慮する。④無色透明ガラスは、測色困難なため測色対象外とする。⑤完全鏡面に近い面の色を比較する場合は測色対象外とする。⑥連続して作業を行うと、視感判定の性能が著しく低下するので、比較作業をしない数分間の休息を頻繁に取る。⑦測色面が劣化し、塗装がはがれていたり錆びが見られる場合は、今現在最も大きな面積を占める色を代表色として測色する。

3. 測色結果

図5のように、測色で得られたマンセル値を測色項目ごとにプロットし、徳島市が定める色彩基準と照合した。図5は、一例である。市の色彩基準は色相と彩度にのみ制限があり、図の赤線よりも彩度は低い必要がある。今回の測色調査から、一丁目は外壁から検出された全68色中1色(赤丸)のみ、二丁目は外壁の全28色中2色、シャッターの19色中1色が、市の色彩基準を超える色として検出された。

4. 東新町一丁目商店街の配色の考察

4-1 面積の測定 人が視覚から認識する情報において、面積の大小は重要であると考え、測色したデータに面積情報を加味することにした。面積の測定は、デジタルカメラで撮影した建物の立面写真を、画像編集ソフト Adobe Photoshop を用いてあおり補正を行った後、面積測定機能を利用しピクセル数にて算出した。加えて、各店舗ファサードを構成する要素として、占める面積割合が最も大きく、シャッターのように変動せず、終日通行人に見えている外壁の色が最重要色であると、扱う色を外壁の色に限定した。なおここからは、店舗数が多く十分な測色データが得られた点から一丁目商店街にエリアを限定して研究を進めた。

4-2 ブロック単位^{iv)}と店舗単位での配色の考察 ブロック単位で色相を比較した結果、「東新町一丁目商店街はY・Nが主要色相であること」「色相Y・Nの割合が極めて高いブロックは、B・R・Pの割合が高いブロックが向かい合う関係にあること」が分かった。

5. 結論

本研究では、「東新町商店街は4色を除き徳島市の色彩基準(色相がR~Yは彩度が4以下であり、色相がGY~RPは彩度が2以下)を満たしていたこと」「ブロック単位・各店舗単位から分かる配色の特徴には大差がなかったことから、ブロック単位での比較はファサードの配色を効率良く知ることができる有効な方法であること」を示した。今後の課題としては、住宅街など異なる用途地域を調査し比較していくこと、またアーケードから差す光の入り方や、舗装の色との関係を考慮することで本研究はさらに発展させることができると考える。

【注釈】

- i) 騒色：周辺環境との調和を著しく乱すと共に人々に不安や不快感を与える望ましくない色使いという意味
- ii) ファサード：フランス語で「建物の正面」という意味
- iii) 視感測色法：塗装物、染色物、印刷物などの物体の表面色を視感によって比較する方法
- iv) ブロック単位：車道や歩道によって分断されている密に店舗が並んでいる建物群を1ブロックと定義する

【参考文献】

- 1) 加藤幸枝『色彩の手帳 建築・都市の色を考える100のヒント』学芸出版社、2019年
- 2) JIS 8723 表面色の視感比較方法

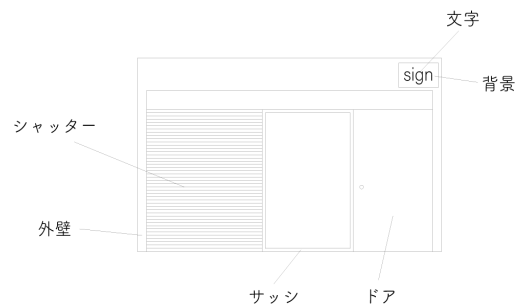


図4 測色項目

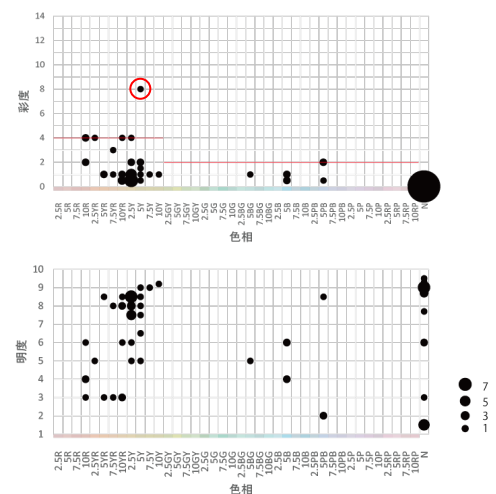


図5 東新町一丁目商店街の外壁の「色相 - 明度図」「色相 - 彩度図」